

後期高齢者医療制度

令和6年度から
保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定されています。令和6年度は、被保険者均等割額57,172円、所得割率11.75%により保険料を算定します。なお、令和6・7年度の保険料率は、国による医療保険制度改革の影響がありました。

令和6・7年度の保険料の算定方法（大阪府）

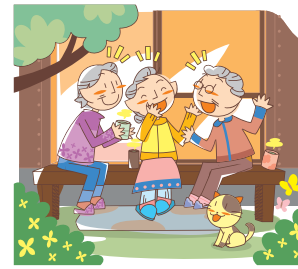
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間の保険料} \\ \hline \text{限度額80万円} \\ \hline \text{(*1)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \hline \text{被保険者} \\ \hline \text{1人当たり} \\ \hline \text{57,172円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる} \\ \hline \text{所得金額 (*2) ×} \\ \hline \text{所得割率11.75\%} \\ \hline \end{array}$$

(*1) 国による医療保険制度改革の影響を加味した保険料額の改定がされたことから、令和6年度は激変緩和措置が設けられています。

●賦課限度額については、生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した加入者においては、73万円です。

●所得割率については、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は軽減用の所得割率10.94%を適用します。

(*2) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除分は控除されません) また、基礎控除額などの数値については、今後の税法改正などによって変動することがあります。なお、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。



■保険料の軽減
①均等割額の軽減：世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(57,172円)が下表の割合で軽減されます。

【表】

所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき	7割	17,151円
【基礎控除額(43万円)+29万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき	5割	28,586円
【基礎控除額(43万円)+54万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき	2割	45,737円

②会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減：後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人も、保険料を負担していただくことになりません。当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。
なお、右記①の均等割額軽減措置の7割軽減に該当する人は、均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。
③留意事項：軽減対象となる人の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいて行いますので、被保険者のみなさんが申請をする必要はありません。
※所得情報がない場合は判定ができませんので、市区町村の後期高齢者医療担当窓口への簡易申告が必要ですよ。

と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書(納入通知書の方法により9期(7月～翌年3月まで))で納めていただきます。
※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。
■仮徴収(令和5年中の所得が確定するまでの仮納付…4:6:8月)
①令和6年2月に保険料を特別徴収された人…4月の年金受給時に、2月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。
※6:8月分は、4月分と同額が適当でないと市町村が判断すれば仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。
②令和5年度は普通徴収で、4:6:8月から新たに特別徴収の対象となる人…令和5年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、確認してください。
※令和5年度に引き続き、普通

徴収（口座振替や納付書）で納めていただく人は、仮徴収は行われません。

■本算定後の特別徴収

令和6年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。10・12・2月の年金受給時に、令和5年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

■国保から後期高齢者医療制度へ移行される人へ

現在、国保で特別徴収（年金天引き）となっている人や、口座振替により保険料をお支払いいただいている人であっても、75歳となり後期高齢者医療制度に加入した最初は、納付書払いとなります。納付忘れを防ぐために、口座振替の申込をしていただきますようお願いいたします。

■国による医療保険制度改革の主要事項について

①出産育児一時金への支援：出産育児一時金については、42万円から50万円に増額されています。増額に伴い、後期高齢者医療制度が産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入され、子育てを全世代で支援します。

②高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組み：現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療において高齢者が負担する保険料の割合が見直されました。

問合先

●大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課（☎06・4790・2028 Fax 06・4790・2030）
●国保年金課



介護保険

問合先 介護保険課

令和6年度から

65歳以上の人の

保険料の額が変わります

65歳以上の人の介護保険料は3年に1度改定されることになっており、令和6年度がその改定の年にあたります。改定は、令和6～8年度の3年間に提供される介護サービスの費用の見込みに基づき、保険給付に要する約23%を市内在住の65歳以上の人数で割った額を基準額として決定しました。

令和3～5年度の基準額79,800円（年額）に対して、令和6～8年度の基準額は、83,880円（年額）で5.1%の増額となりました。今後とも、安心して保険給付が受けられるように、そして介護保険制度が健全に運営できるように保険料の納付にご協力をお願いいたします。

なお、令和6年度の保険料については、本人の令和5年中の所得状況および令和6年4月1日現在の世帯の課税・非課税の状況により7月に保険料を決定

し、通知書を送付する予定です。また、現在4～6月の保険料は、前年度と同じ所得段階の保険料で仮徴収していることから、7月（特別徴収の人は8月）以降は、決定された保険料と仮徴収額との差額を納付していただくこととなりますので、7月に発送する決定通知書で詳細はお知らせします。

保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合（倍）	保険料（円）
本人が住民税非課税	1 生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.285	23,906
	2 世帯全員が住民税非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.485	40,682
	3 世帯全員が住民税非課税で第1・2段階以外の人	0.685	57,458
	4 世帯に住民税課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	75,492
	5 世帯に住民税課税者があり、第4段階以外の人	基準額	83,880
本人が住民税課税	6 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.2	100,656
	7 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.3	109,044
	8 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.5	125,820
	9 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	142,596
	10 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.9	159,372
	11 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	176,148
	12 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	192,924
	13 本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	2.4	201,312

